

学生の皆さん 「学生納付特例制度」 の手続きを！

学生の皆さんも20歳になれば国民年金に加入することになります。平成24年度の国民年金保険料は月14,980円ですが、学生で所得がない場合や少ないことにより、保険料の納付が困難なときは、学生納付特例制度を利用するとその期間の保険料の支払いを10年間猶予してもらうことができます。

～学生納付特例の対象となる方～

- ①学生本人の前年所得が118万円以下の方
※扶養家族がいれば基準額が変わります
- ②前年以降に会社を退職して学生になられた方は、退職を確認できる書類が必要になります。

～学生特例の承認期間～

毎年4月から翌年3月まで。年度途中20歳になる方は誕生月からとなります。

～申請手続き～

申請手続きは毎年必要です。

なお、平成23年度学生納付特例を承認された方で平成24年度も同じ学校に在学される方には、鳥取年金事務所から「学生納付特例申請書(ハガキ)」が郵送されますので、必要事項をご記入の上ご返送いただき、平成24年度の学生納付特例の申請ができます。

(注) 在学する学校などを変更された場合は、役場住民生活課で申請手続きをしてください。

～手続きに必要なもの～

- ①学生証または在学証明書(コピー可)
- ②印鑑
- ③年金手帳

役場住民生活課 ☎73-1415

鳥取年金事務所 ☎27-8311



平成24年3月分から協会けんぽ 鳥取支部の健康保険料率が変わります

現行
9.48%



平成24年3月分から
9.98%

◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率1.55%が加わります。

●協会けんぽ鳥取支部の健康保険料率は、平成24年3月分(4月納付分)から引き上げとなります。例えば、40歳未満の加入者で、平均的な月収(24万円)の保険料負担額は、年間7,200円増え14万3,712円となります。

協会けんぽの財政は、高齢者向け医療への拠出金の過重な負担や伸び続ける医療費による支出増加、また厳しい経済状況の影響により保険料収入が減少し、保険料率を引き上げざるを得ない状況となりました。

●協会けんぽ鳥取支部は、皆さまの健康保持・増進のための取り組み(健診・特定保健指導実施率の向上、現金給付適正化、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化等)を推進するとともに、国に対しさらなる国庫補助の増額などを求めてまいります。

何とぞ、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

全国健康保険協会 鳥取支部 協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

担当 企画総務グループ ☎(0857) 25-0051

平成24年度第1回 岩美町わがまちづくり交付金事業申請受付中!!

町民の皆さんが主役となって取り組む地域づくりを応援する『岩美町わがまちづくり交付金』制度の申請を現在受け付けています。この交付金を利用して、地元の仲間が集まってまちづくりをしてみませんか?皆さんで話し合った独創的なまちづくりプランを実現して、元気なまちにしていきましょう!!

○交付金の内容

交付期間: 3年以内(上限50万円)

○申請書提出期限

4月27日(金)

○審査会

時期: 5月中旬

場所: 役場3階 大会議室

※皆さんからいただいたプランの中から審査会によって交付団体を決定します。

※申請書の様式は企画財政課窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。(HPアドレス: <http://www.iwami.gr.jp>)

※交付金についてのお問い合わせは随時受け付けております。※資金貸付の制度もあります。わがまちづくり交付金事業と合わせてご質問等お気軽にお尋ねください。

【申請書の提出・問い合わせ先】 企画財政課 ☎73-1412